

7 ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物対策について

近年、特定外来生物に指定されている外来水生植物が全国各地に広がっており、特に、ナガエツルノゲイトウについては、関東地方知事会構成都県では、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県の一都六県で確認されている。

ナガエツルノゲイトウは、主に湖沼・河川などで繁殖しており、水面を覆うほどに拡大するうえ、ちぎれた茎や根が流れ着いた先で再生し、繁茂域を広げるなど、再生力、拡散力、侵略性が強いことが特徴である。

このため、各地で、用排水機場における取水・排水時の障害や在来植物との競合、水質悪化等の問題を引き起こしているほか、水田にも侵入し農業被害も発生している。

こうした外来水生植物の発生地域では、国が作成した駆除マニュアルにより、都道府県や市町村等の様々な主体が、懸命に駆除に取り組んでいるが、効率的な駆除方法が確立されておらず、また、相当額の経費がかかるなど、現場の負担が大きくなっている。

国は、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金を新たに創設するなど、制度を拡充しているところであるが、事業採択は単年度ごとであるため、年度をまたぐ場合や期首から実施する場合、活用しづらくなっている。

また、予算規模が小さく、十分な対策をとるには更なる財政措置が必要である。

そこで、ナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物による各種被害を防止するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 根絶に向けた効率的な駆除方法について、研究・開発を進め、早急に確立すること。また、駆除マニュアルの更なる充実を図り広く周知すること。

2 様々な主体が積極的に駆除を行えるよう、特定外来生物防除等対策事業に係る交付金の予算を十分に確保すること。また、外来水生植物の駆除に活用できる補助制度の更なる拡充を図ること。